

議案第106号

川崎市土地開発公社定款の一部変更について

川崎市土地開発公社定款の一部を次のとおり変更する。

平成20年9月4日提出

川崎市長 阿部孝夫

第7条第4項中「民法（明治29年法律第89号）第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項」に変更する。

第18条第1項第1号イ中「（昭和47年法律第66号）」を削る。

第20条第1項中「及び運用財産」を削る。

附 則

この定款変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第7条第4項及び第18条第1項第1号イの変更規定は、平成20年12月1日から施行する。

参考資料

提 案 要 旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行うこと等のため、定款の一部を変更したいので、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により提出する。